

「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日決定）
における主要な取組について
（平成 26 年 7 月 1 日現在）

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 P. 4
 - サイバーセキュリティ対策の司令塔機能の強化〈警察庁〉
 - サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉
 - サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化〈内閣官房〉
 - サイバー情報収集装置の整備等〈防衛省〉
 - コンピュータ・ウイルス対策の推進〈警察庁〉
 - 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施〈総務省〉
 - 国際連携による研究開発等の推進〈総務省〉
 - 違法情報・有害情報対策の推進〈警察庁〉
 - 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉
 - スマートフォンの安全利用のための環境整備〈内閣府・警察庁・総務省・経済産業省〉
- 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等 . . . P. 5
 - 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進〈警察庁・総務省・法務省・公安調査庁・海上保安庁〉
 - 原子力発電所等に対するテロ対策の強化〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉
 - 個人の信頼性確認制度の導入に係る検討〈原子力規制庁〉
 - 事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組〈原子力規制庁〉
 - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉
 - 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化〈警察庁・外務省・防衛省〉
 - TRT-2 の充実強化〈警察庁・外務省〉
 - カウンターインテリジェンス機能の強化〈内閣官房〉
 - 特定秘密の保護に関する法律の施行に関する準備作業〈内閣官房・内閣府・警察庁・公安調査庁・外務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉
 - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進〈外務省〉
 - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制庁〉
 - 在外邦人保護のための情報共有体制の整備〈外務省〉
 - 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結〈警察庁・法務省・外務省〉
 - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進〈内閣官房・警察庁・法務省・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉

- 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 P. 9
- 高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化〈法務省〉
 - 少年非行対策の推進〈警察庁〉
 - 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化〈法務省〉
 - 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進〈法務省〉
 - 就労支援の推進〈法務省・厚生労働省〉
 - 協力雇用主に対する支援の推進〈法務省〉
 - 保護司制度の基盤強化〈法務省〉
- 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 P. 10
- 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進〈警察庁〉
 - 復旧・復興事業における暴力団排除の推進〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉
 - 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底〈国土交通省〉
 - 民間取引等からの暴力団排除の推進〈金融庁〉
 - 適格都道府県センターの認定〈警察庁〉
 - 薬物乱用防止対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
 - 社会悪物品等の密輸の水際阻止の強化〈財務省〉
 - 銃器対策の推進〈警察庁・法務省・総務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・農林水産省・環境省・外務省〉
 - 諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施〈警察庁・法務省・外務省〉
 - 国際組織犯罪対策の推進〈内閣府・警察庁・法務省・海上保安庁・外務省・文部科学省〉
 - 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶〈環境省〉
 - 文化財の不法な輸出入等の規制等〈文部科学省〉
- 5 活力ある社会を支える安全、安心の確保 P. 12
- 児童ポルノ排除総合対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉
 - 学校安全教室の推進〈文部科学省〉
 - 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業〈文部科学省〉
 - 女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施〈内閣府〉
 - ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進〈内閣府・警察庁〉
 - いじめ問題への対応の強化〈文部科学省〉
 - 生活経済事犯に悪用される犯罪インフラ対策の推進〈警察庁〉
 - 模倣品・海賊版対策の強化〈内閣官房・外務省・経済産業省〉
 - 悪質商法等に対する厳正な処分の実現〈消費者庁〉
 - 悪質商法等による消費者被害の防止〈消費者庁〉
 - 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化〈消費者庁〉
 - 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進〈内閣府〉

- 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 P. 14
- 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進 <法務省>
 - 水際対策の推進 <法務省・警察庁>
- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 P. 14
- 地方警察官の増員等の人的基盤の強化 <警察庁>
 - 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化 <法務省・公安調査庁・財務省・海上保安庁>
 - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 <警察庁・海上保安庁>
 - 重要無線通信妨害対策の推進 <総務省>
 - 死因究明体制の強化 <内閣府>
 - 客観的な証拠収集方法の整備 <警察庁・法務省>

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

【サイバーセキュリティ対策の司令塔機能の強化】〈警察庁〉

平成 26 年 4 月、警察におけるサイバーセキュリティ対策の司令塔機能を強化するため、警察庁に専任の長官官房審議官（サイバーセキュリティ担当）を設置するとともに、長官官房参事官（サイバーセキュリティ担当）を新設した。（1－(1)－②）

【サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上】〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉

総務省においては、平成 25 年度に、官公庁及び大企業の LAN 環境を模擬した実証環境を用いて、標的型攻撃の解析及び防御モデルの実証実験を実施した。また、官公庁、民間企業等を対象に実践的な防御演習を 10 回開催し、30 組織以上からのべ約 300 名が参加した。

また、平成 26 年 3 月、我が国に対するサイバー攻撃がより複雑かつ巧妙化しつつある状況を踏まえ、複数の政府機関を同時に狙うサイバー攻撃が発生した際の対処について、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）及び各府省庁、重要インフラ事業者等との間の情報収集・共有訓練、並びに「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）要員による緊急対処訓練を組み合わせて実施し、関係者間の連携習熟を図った。（1－(1)－④）

【サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の収集・集約・分析に係る取組を強化するとともに、分析結果の共有を図っている。（1－(1)－⑤）

【サイバー情報収集装置の整備等】〈防衛省〉

平成 26 年度において、サイバー空間における脅威が複雑化・巧妙化している状況の中、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資する情報収集装置を整備する経費（1,215 百万円）を措置するとともに、サイバー防護分析装置の換装に向けて、防衛省に対するサイバー攻撃への対処を統合的に実施するためのシステム設計等を実施する経費（1,186 百万円）を措置した。（1－(1)－⑤）

【コンピュータ・ウイルス対策の推進】〈警察庁〉

「不正プログラム対策協議会」の枠組みを利用するなどして、捜査の過程で把握した新たな不正プログラムや不正接続先アドレスをウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトで不正プログラム等を検知するための措置を促すなど、情報セキュリティ関連事業者との連携を強化し、サイバー犯罪抑止のための取組を推進している。（1－(1)－⑥）

【官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施】〈総務省〉

平成 25 年度において、「ACTIVE」（Advanced Cyber Threats response Initiative）を実施し、マルウェアに感染したユーザを検知し、その駆除を促すとともに、マルウェアを配布するサイトへのアクセスに対する注意喚起等を行う実証実験をインターネットサービスプロバイダー「ISP」

(Internet Service Provider) 等と連携して行った。(1-(2)-③)

【国際連携による研究開発等の推進】〈総務省〉

平成 25 年度において、サイバー攻撃の予兆を検知し即応するための技術の研究開発及び実証実験を実施した。特に ASEAN 諸国とは、25 年 9 月に開催した「日・ASEAN サイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議」の成果である技術協力プロジェクトである「JASPER」(Japan-ASEAN Security PartnERship)の一環として、連携を推進した。(1-(2)-⑤)

【違法情報・有害情報対策の推進】〈警察庁〉

平成 26 年 3 月、インターネット・ホットラインセンターから、インターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者が契約上の規約等に基づいて、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るという対策を実施した。(1-(3)-①)

【青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進】〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」に基づき、関係府省庁が協力して、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、保護者に対する普及啓発の強化、国、地方公共団体及び民間団体の連携強化等を推進した。(1-(3)-①)

【スマートフォンの安全利用のための環境整備】〈内閣府・警察庁・総務省・経済産業省〉

「SPI」(スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ)(平成 24 年 8 月)及び SPI II (25 年 9 月)を踏まえ、アプリケーション等における利用者情報が適切に取り扱われる安全・安心な利用環境の実現を目指すため、25 年 12 月から、有識者から構成されるタスクフォースにおいて、プライバシーポリシーの作成・掲載の推進方法、アプリケーションの第三者検証の技術的課題等について検討し、26 年 3 月に、利用者情報の取扱いの現況等に関する調査報告書を取りまとめた。(1-(4)-②)

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

【2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進】〈警察庁・総務省・法務省・公安調査庁・海上保安庁〉

平成 26 年 1 月、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策を検討し、その推進を図るため、警察庁に警備局長を長とする「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置した。

また、26 年 4 月、開催自治体である東京都や東京消防庁等の関係機関との連携を強化し、テロ対策に万全を期すため、消防庁に消防庁長官を本部長とする「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等消防庁準備本部」を設置した。加えて、緊急消防援助隊に NBC 災害対策車両・資機材を配備し、その大幅増隊、機能拡大を図り、また、国民保護法においてテロ等が発生した場合に避難住民の誘導等を行うこととされている消防団について、25 年 12 月に成立した「消防団を中核とし

た地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、加入を促進し、処遇を改善するとともに、装備・訓練を充実強化している。このほか、「Jアラート」により緊急情報をリアルタイムで確実に提供できる体制の充実強化に取り組んでいる。

さらに、法務省においては、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する法務省連絡会議」を設置していたところ、26年1月、入国管理局内に「大会開催準備本部」を設置するなどし、同大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を進めている。そのほか、入国審査体制の強化に向け、26年度において、出入国審査業務の充実、強化等に要する増員及び経費を措置した。また、公安調査庁においては、テロ等を未然に防止し、安全かつ円滑な開催を図るため、25年9月、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置し、情報収集・分析の強化を進めている。

加えて、26年4月、会場の大部分が臨海部であることを踏まえ、海上警備等の準備作業を的確に推進するため、海上保安庁に海上保安庁長官を本部長とする「大会準備本部」を設置した。（2－(1)－①及び②）

【原子力発電所等に対するテロ対策の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制庁・防衛省〉

全国の原子力関連施設に、サブマシンガンやライフル銃、防弾仕様の警備車を備えた「銃器対策部隊」を配置し、24時間体制での警戒警備を実施している。また、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員及び海上保安庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施して事業者による防護体制の強化を促進している。

また、海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船を常時配備するとともに、必要に応じて航空機により監視警戒を実施している。

さらに、警察機関と自衛隊との間で共同訓練を実施している。

加えて、原子炉等規制法に基づき、事業者に対し種々の防護措置を求めており、加えて、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故以降は、その教訓を踏まえ、建屋の外にある重要な設備等の防護措置を求めるとともに、防護措置を国際的水準に引き上げるため、IAEA（国際原子力機関）の核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225/Rev5）を踏まえた防護措置の強化を行っている。（2－(2)－①）

【個人の信頼性確認制度の導入に係る検討】〈原子力規制庁〉

個人の信頼性確認制度の導入に関しては、原子力規制委員会において、「核セキュリティに関する検討会」を開催し、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行っているが、幅広い観点から実務上の検討を行うことが必要であるため、検討会の下に更にワーキンググループを設置し、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった実務上の課題について検討を行っている。（2－(2)－①）

【事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組】〈原子力規制庁〉

事業者の幹部職員に対し、近年のIAEAにおける核セキュリティ文化の醸成に向けた取組状況や関係各国における取組事例等を紹介するとともに、我が国における核物質防護の問題事例について、直接情報提供を行っている。今後、事業者における核セキュリティ文化醸成に係る取組等を確認していく予定である。（2－(2)－①）

【情報コミュニティ間における情報共有体制の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉

平成 26 年 1 月、内閣情報会議の構成員に国家安全保障局長を加え、定例の内閣情報会議を開催した。（２－(5)－①及び③・２－(6)－③）

【在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化】〈警察庁・外務省・防衛省〉

在外公館における軍や治安・情報機関からの情報収集活動を強化するため、平成 26 年度以降に、アフリカ地域を始めとする国に警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官を新規派遣等する予定である。（２－(5)－②）

【TRT-2 の充実強化】〈警察庁・外務省〉

平成 26 年度において、警察庁で、「TRT-2」（国際テロリズム緊急展開班）について、外事特殊事案対策官の新設及び TRT-2 の事態対処能力向上のための増員の措置を行ったほか、TRT-2 要員全員に対する数次旅券の発給、各都道府県警察の職員から指定された要員を集めた図上訓練、TRT-2 の活動に用いる装備資機材の充実のための予算措置、派遣地域の言語や情勢に応じた要員の確保、養成等の取組を推進し、TRT-2 の事態対処能力の向上を図っている。（２－(5)－④）

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

カウンターインテリジェンス機能の強化のため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。（２－(5)－⑤）

【特定秘密の保護に関する法律の施行に関する準備作業】〈内閣官房・内閣府・警察庁・公安調査庁・外務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉

平成 25 年 12 月、特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）の施行に関する準備作業を行うため、内閣官房に、「特定秘密保護法施行準備室」を設置した。

また、同月、特定秘密保護法に関し、特定秘密の指定及び解除、適性評価の実施等の施行の準備について、必要な検討及び調整を行うため、「情報保護監視準備委員会」（委員長：特定秘密保護法の施行準備を担当する国務大臣（森国務大臣））を開催することとし、同月、第 1 回会合が開催された。

さらに、26 年 1 月、特定秘密保護法の運用基準の策定等に関し有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」（座長：渡辺恒雄読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆）を開催することとし、同月、第 1 回会合が開催されており、現在は、「情報保全諮問会議」の有識者の意見を伺いながら、特定秘密保護法の政令や運用基準についての検討を進めている。（２－(5)－⑤）

【国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進】〈外務省〉

国際連合、GCTF（グローバル・テロ対策フォーラム）、G8 等の多国間枠組みや、日・ASEAN、ARF（ASEAN 地域フォーラム）等の地域フォーラム、二国間のテロ対策協議等を活用し、国際的なテロ撲滅のための取組に貢献している。

また、ODA を戦略的に活用するなどして、途上国へのテロ対処能力向上支援を積極的に行っており、出入国管理、航空保安及び海上・港湾保安、税関協力、テロ資金対策、CBRN（化学・生物・放射性物質・核）テロ対策、テロ防止関連諸条約締結促進等幅広い分野で、研修員の受入れ、専門家

の派遣、機材の供与等の各種支援を実施している。（２－(6)－①）

【大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制庁〉

平成 26 年 3 月、安倍総理はオランダ王国（ハーグ）において行われた「核セキュリティ・サミット」（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国を含む 53 か国 4 機関が出席）に出席し、核物質の最小化と適正管理をはじめとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。

また、平成 26 年 6 月、我が国は、「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を IAEA 事務局長に寄託した。（２－(6)－①・２－(7)－①）

【在外邦人保護のための情報共有体制の整備】〈外務省〉

治安・テロ情勢や安全対策に関する官民間の双方向での情報共有及び危機管理意識の醸成を図るため、平成 25 年 12 月から 26 年 3 月までの間に、外務本省においては「海外安全官民協力会議幹事会」を 2 回、在外公館においては「安全対策連絡協議会」を 79 回、それぞれ開催した。

また、在留邦人等に対して危機管理・安全対策に関する啓発を図るため、同年 2 月から同年 3 月までの間に、ケニア（ナイロビ及びモンバサ）、ウガンダ（カンパラ）、エチオピア（アディスアベバ）及びタンザニア（ダルエスサラーム）で「安全対策セミナー」を開催した。加えて、国内では、同月、海外進出企業等に対してテロ、誘拐を始めとする様々なリスクに関する危機管理能力の向上を図るため、「国内危機管理セミナー」を大阪で開催した。（２－(6)－③）

【「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成 26 年 2 月、査証免除制度の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、両国国民の安全を強化するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、第 186 回国会へ提出し、同年 6 月に同協定の締結について承認を得た。

また、同協定を実施するための「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」を同国会へ提出し、同年 5 月に成立した。（２－(6)－④・４－(5)－④）

【拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進】〈内閣官房・警察庁・法務省・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉

平成 25 年 1 月に設置された、全閣僚から構成される「拉致問題対策本部」において、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進しており、引き続き、「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて、全力を尽くしていく。（２－(8)－①）

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

【高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化】〈法務省〉

矯正施設において、入所中から福祉の支援が必要な者の選定及びその者のニーズの把握を行い、福祉の申請手続等の援助を行うため、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、支援が必要な者が社会生活に適応するための働き掛けを行っている。また、26年度からは、女子刑務所3庁をモデル施設に指定し、地域の外部専門家等と連携して女子受刑者処遇の充実を図る体制を整備している。

(3-(1)-①、③及び④)

【少年非行対策の推進】〈警察庁〉

最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下及びコミュニケーション能力の不足、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭及び地域社会の教育機能の低下並びに少年がともすれば自分の居場所を見出せず、孤立し、あるいは疎外感を抱いているという現状があることから、少年の健全な育成を図るためには、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化が必要であり、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。

(3-(1)-②)

【薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化】〈法務省〉

平成25年度から、法務大臣が指定した更生保護施設において、薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する専門スタッフを配置している。

また、26年度からは、刑事施設における薬物依存離脱指導等の充実に向け、刑事施設において専門スタッフの配置時間を拡大しており、さらに、少年院の重点指導施設4庁に法務技官（心理専門職）を配置するとともに、新たに少年院4庁を重点指導施設に指定した。(3-(1)-⑤)

【行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進】〈法務省〉

平成26年度において、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、そうした者の自立準備ホーム及び更生保護施設における受入れ促進を図った。(3-(2)-①)

【就労支援の推進】〈法務省・厚生労働省〉

平成25年度に、矯正施設において、就労支援スタッフの配置拡大を行うとともに、刑事施設において、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入、拡充等を行っている。また、法務省と厚生労働省が連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しているほか、26年度からは、これまでモデル事業として行ってきた、矯正施設在所中から就労後の職場定着に至るまで継続してきめ細やかな支援を行う事業を「更生保護就労支援事業」として本格的に実施するとともに、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連携確保を行っている。(3-(2)-②)

【協力雇用主に対する支援の推進】〈法務省〉

平成26年度において、「職場定着協力者謝金」の支給期間を拡充するほか、法務省が行う施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主に対しポイントを加算する優遇措置の検討を行うとともに、地方公共団体に対し、同様の優遇措置の導入について働き掛けを行っている。(3-(2)-③)

【保護司制度の基盤強化】〈法務省〉

平成 26 年度において、地域社会において再犯防止のために保護司が行っている処遇や犯罪予防活動、地域支援ネットワークの構築、広報啓発活動等を支援し、保護司の負担感を軽減するとともに、保護司適任者を安定的に確保するため、保護司の地域活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を 100 か所増設し、全国計 345 か所で運営するための経費（734 百万円）を措置した。

また、平成 26 年 6 月保護司活動について地方公共団体からの一層の理解・協力を得るため、各都道府県及び各市町村長に対し、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名による依頼文書を発出した。（３－（４）－①）

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

【暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進】〈警察庁〉

平成 25 年 3 月に各都道府県警察に対して通達を発出し、関東連合 OB グループ、チャイニーズドラゴン等の準暴力団や今後準暴力団に該当する可能性のある集団について実態解明及び取締りを推進している。（４－（１）－②）

【復旧・復興事業における暴力団排除の推進】〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉

東日本大震災からの復旧・復興事業から暴力団を排除するため、平成 26 年 3 月までに、岩手県、宮城県及び福島県の被災 3 県において、県又は市町村単位で各県警察等を事務局とした暴力団排除のための協議会を設立し、関係機関との連携を図っている。（４－（１）－④）

【各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底】〈国土交通省〉

平成 26 年 5 月成立の「建設業法等の一部を改正する法律」において、建設業許可等に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合の公共発注者から許可行政庁への通報を義務付けることとしている。（４－（１）－④）

【民間取引等からの暴力団排除の推進】〈金融庁〉

金融庁では、平成 26 年 6 月に改正を行った監督指針等に基づき、金融機関に対して、グループ内や業界団体間での反社データベースの共有、暴力団排除条項の導入の徹底や適切な事前審査の実施（入口）、事後チェックと内部管理（中間管理）、反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備を求めるなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進している。（４－（１）－⑤）

【適格都道府県センターの認定】〈警察庁〉

平成 24 年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、26 年 2 月に新たに 10 府県の都道府県センターを適格都道府県センターとして認定し、同年 7 月 1 日現在、合計 34 都府県の都道府県センターが認定を受けている。（４－（１）－⑥）

【薬物乱用防止対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財

務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁>

薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、啓発強化による薬物乱用の未然防止、再乱用防止の徹底、取締りの徹底及び監視指導の強化、水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進等に取り組んでいる。(4-(3)-①)

【社会悪物品等の密輸の水際阻止の強化】<財務省>

積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を平成26年3月より運用している。(4-(3)-④・4-(4)-②)

【銃器対策の推進】<警察庁・法務省・総務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・農林水産省・環境省・外務省>

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成26年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策を推進している。(4-(4)-①~⑤)

【諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施】<警察庁・法務省・外務省>

平成26年1月、「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約」に署名し、第186回国会に提出し、同年6月に同条約の締結について国会の承認を得た。

また、平成25年6月、イランとの間で受刑者移送条約の締結交渉第1回会合を、同年12月に同第2回会合をそれぞれ実施している。

さらに、平成21年7月、タイとの間で受刑者移送条約に署名し、22年4月、同条約の締結について国会の承認を得ており、同条約は、同年8月に発効し、現在、同条約に基づき、タイとの間で受刑者移送手続を実施している。

なお、刑事共助については、我が国は、これまで米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は刑事共助協定を締結し、これら条約等に基づいて共助を実施している。この他、犯罪人引渡しについては、我が国は、これまで米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結し、これらの条約に基づいて相互に引渡しを実施している。(4-(5)-⑤及び⑥)

【国際組織犯罪対策の推進】<内閣府・警察庁・法務省・海上保安庁・外務省・文部科学省>

海上保安庁においては、国際連携を強化し、国際組織犯罪対策を推進するため、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関との薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換を定期的に実施しているほか、平成25年9月及び26年3月に、日本、ロシア、韓国、カナダ、アメリカ及び中国の6か国の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム長官級会合」及び「同専門家会合」に参加し、北太平洋地域における海外取締機関との協力を推進している。(4-(5)-⑦)

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】<環境省>

平成25年6月に改正した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、同法律の罰則強化等の改正内容について普及啓発を行うなど、希少野生動植物種の違法取引等の根絶に向けた取組を行っている、また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。(4-(6)-⑥)

【文化財の不法な輸出入等の規制等】〈文部科学省〉

平成 26 年 3 月、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」に基づき、文化財の不法な輸入・輸出及び所有権移転の防止に関する国民の理解を深めるため、空港利用者等向けに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」や同法の内容を解説したリーフレットを一部の税関に配付し、啓発を図った。（４－(6)－⑦）

5 活力ある社会を支える安全、安心の確保

【児童ポルノ排除総合対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉

犯罪対策閣僚会議において策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノ排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援活動、取締りの強化、国際連携の強化等を推進している。（５－(1)－①）

【学校安全教室の推進】〈文部科学省〉

各都道府県において防犯教室の講師となる学校安全の指導的な役割を果たしている教職員や都道府県教育委員会の指導主事を対象とした学校安全に関する講習会の開催を支援している。（５－(1)－④、⑧及び⑨）

【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業】〈文部科学省〉

学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官 0B 等から成るスクールガード・リーダーによる学校安全ボランティアに対する警備ポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援等を推進している。（５－(1)－④、⑧及び⑨）

【女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施】〈内閣府〉

毎年 11 月 12 日から 25 日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けて、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。運動期間の初日には、東京タワーをこの運動のイメージカラーであるパープルにライトアップし、全国各地の施設にもパープルライトアップを呼びかけている。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材等を用いた指導者研修を実施している。（５－(1)－⑤）

【ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進】〈内閣府・警察庁〉

警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に的確に対処するため、警視庁及び各道府県警察本部において、所要の体制を構築し、組織による的確な対応の徹底を図っている。また、警察庁において、ストーカー行為等の規制等の在り方全般について検討するため、平成 25 年 11 月から、有識者や被害者関係者から成る「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催している。

また、内閣府では、配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手

しやすくするため、全国統一のダイヤルによる相談窓口の案内サービス及び案内した窓口に電話をつないで直接相談できる転送サービスを実施している。（５－(1)―⑤・５－(2)―②・５－(3)―①、③及び⑥)

【いじめ問題への対応の強化】〈文部科学省〉

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを踏まえ、文部科学省では同年 10 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するとともに、法律及び基本方針の周知徹底を図っている。また、26 年度において、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応、教育相談体制の整備等を実現するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充等を内容とする「いじめ対策等総合推進事業」に係る経費（4800 百万円：前年比 100 百万円増加）を措置し、地方自治体におけるいじめ問題等への対応を支援している。（５－(1)―⑦)

【生活経済事犯に悪用される犯罪インフラ対策の推進】〈警察庁〉

生活経済事犯全般において、犯罪の予防及び被害拡大防止のため、犯罪利用預貯金口座の凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話事業者に対する契約者確認の求め及びレンタル携帯電話事業者に対する犯罪に利用されたレンタル携帯電話についての解約要請、バーチャルオフィス事業者に対する犯罪に利用されたレンタルオフィス等の解約要請等の各種対策を推進している。（５－(2)―②・５－(3)―②及び⑥)

【模倣品・海賊版対策の強化】〈内閣官房・外務省・経済産業省〉

平成 25 年 6 月に策定した「知的財産政策ビジョン」及びこれを踏まえた毎年度の行動計画である知的財産推進計画に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発や海外での取締り要請等、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。

また、中国に対しては、同年 11 月に北京、同年 12 月には広州に「知的財産保護官民合同訪中代表団（実務ミッション）」をそれぞれ派遣して、現地当局に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関して幅広く意見交換を実施するなど、グローバルな知的財産権侵害対策を推進するため、二国間協議や経済連携協定交渉等の機会を活用して、知的財産権保護強化の働きかけを実施している。（５－(3)―①)

【悪質商法等に対する厳正な処分の実現】〈消費者庁〉

消費者庁においては、悪質商法等による消費者の財産被害事案について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、改正消費者安全法に基づき事業者に対する勧告及び消費者に対する注意喚起を行っている。また、消費者庁においては、特定商取引法について、権限委任を実施し、指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、平成 22 年 3 月に閣議決定（26 年 6 月一部改定）された「消費者基本計画」に基づき、引き続き、悪質事案に対して厳正に対処している。（５－(3)―②)

【悪質商法等による消費者被害の防止】〈消費者庁〉

高齢者における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、関係機関等と情報を共有しつつ、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織できること等を内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第 186 回通常国会に提出し、平成 26 年 6 月に成立・公布された。（５－(3)―③)

【食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化】〈消費者庁〉

不当表示等に対する行政の監視指導態勢の強化や表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の確立等を内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月に成立した。（5－(3)－⑤）

【犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進】〈内閣府〉

犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）」に合わせ、中央及び複数の地域で、関係省庁、犯罪被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等と協力し、啓発事業を実施している。（5－(6)－③）

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

【不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進】〈法務省〉

在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された中長期在留者に係る「事実の調査」や在留資格取消手続の的確な実施等、偽装滞在者対策を推進している。

また、「摘発方面隊」による摘発を強化しているほか、退去強制令書が発付された者については、チャーター機を活用するなどして安全かつ確実な送還を実施している。（6－(2)－①）

【水際対策の推進】〈法務省・警察庁〉

事前旅客情報、外国人の個人識別情報及びICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を活用し、厳格な入国審査を実施しているほか、東京入国管理局等に「機動班」を設置し、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。（6－(1)－①及び②）

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

【地方警察官の増員等の人的基盤の強化】〈警察庁〉

平成26年度において、警察庁職員の増員（112人）を措置するとともに、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（450人）を措置した。（7－(1)－①）

【治安関係機関の増員等の人的基盤の強化】〈法務省・公安調査庁・財務省・海上保安庁〉

平成26年度において、検察庁職員（181人）、矯正官署の職員（矯正研修所6人、刑事施設325人、少年院27人及び少年鑑別所15人）、更生保護官署の職員（地方更生保護委員会8人、保護観察所20人）及び地方入国管理局等の職員（107人）の増員をそれぞれ措置した。また、税関職員（142人）の増員を措置した。加えて、同年度において、公安調査局等の職員（30人）の増員を措置した。

また、平成25年度補正予算及び26年度において、尖閣領海警備専従体制の確立に向け、新たに就役する巡視船に配置する乗組員等及び海上における治安対策等を強化するために配置する要員の増員（626人）を措置している。（7－(1)－②）

【生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備】〈警察庁・海上保安庁〉

平成26年度において、警察活動を迅速かつ的確に行うため、警察用車両等の整備に係る経費（10,136百万円）を措置した。

また、海上保安体制の強化のため、平成 25 年度補正予算において、巡視船 6 隻（うち継続 0 隻）の整備に係る経費（10,436 百万円）を措置するとともに、26 年度において、巡視船 15 隻（うち継続 10 隻）及び航空機 7 機（うち継続 7 機）の整備にかかる経費（20,094 百万円）を措置したほか、航空機 5 機の整備に係る経費（4,041 百万円）が復興庁により一括計上された。加えて、25 年度補正予算において、けん銃代替整備に係る経費（45 百万円）を措置した。（7－(1)－③）

【重要無線通信妨害対策の推進】〈総務省〉

重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、夜間・休日における迅速な出動体制を強化している。（7－(1)－⑪）

【死因究明体制の強化】〈内閣府〉

死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進会議決定に基づき設置された、有識者で構成される死因究明等推進計画検討会を、平成 24 年 10 月以降 18 回開催し、26 年 4 月に同検討会の最終報告書を取りまとめた。また、同年 6 月に開催した死因究明等推進会議において死因究明等推進計画の案を作成した後、死因究明等推進計画を閣議決定した。（7－(1)－⑫）

【客観的な証拠収集方法の整備】〈警察庁・法務省〉

平成 26 年度において、犯罪関連情報の更なる有効活用を図るとともに、捜査支援のための各府省や民間企業への働き掛けにおける取りまとめ機能を強化するため、警察庁に「捜査支援分析管理官」を新設した。

また、同年度において、DNA 型鑑定の的確な実施及び DNA 型データベース拡充のため、警察庁職員の増員（20 人）を措置した。

さらに、同年度において、客観証拠重視の捜査のための基盤整備のため、DNA 型鑑定基盤の強化に要する経費（3,454 百万円）を措置するとともに、同年度地方財政計画において、DNA 型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA 型鑑定のより効率的かつ適確な実施のため、DNA 型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費（114 百万円）を措置した。

また、法務省においても、検察庁におけるデジタル・フォレンジックに係る経費を始めとした客観的な証拠収集方法の整備に係る経費（1,193 百万円）を措置した。（7－(2)－②）